## セクション 6

# エネルギー政策・電気事業制度



## (参考1)9/14「革新的エネルギー・環境戦略」と9/19「政府の閣議決定」

### 「革新的エネルギー・環境戦略」の概要

(出所)国家戦略室ホームページ

#### 1. 原発に依存しない社会の一日も早い実現

#### (1)原発に依存しない社会の実現に向けた3つの原則

- 〇 3原則
  - ・40年運転制限制を厳格に適用
  - ・規制委員会の安全確認を得たもののみ、 再稼動
  - ・原発の新設・増設は行わない
- 2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、 グリーンエネルギーを中心にあらゆる政策 資源を投入。その第一歩として、政府は本 年末までに「グリーン政策大綱」をまとめる。

#### (2)原発に依存しない社会に向けた5つの政策

- 〇 核燃料サイクル政策
- 国際的責務を果たしつつ再処理事業に取り組む。
- ・関係自治体や国際社会とコミニュケーションを 図りつつ、責任を持って議論
- ・直接処分の研究に着手
- ・もんじゅは、高速増殖炉開発の取りまとめ、廃棄物の減容等を 目指した研究を行うこととし、このための<mark>年限を区切った研究計</mark> 画を策定、実行し、成果を確認の上、研究を終了
- ・廃棄物の減容・有害度低減等を目的とした処理技術、 専焼炉等を研究開発
- ・バックエンド事業は国も責任を持つ
- ・国が関連自治体や電力消費地域と協議する場を設置し、 使用済核燃料の直接処分のあり方、中間貯蔵の体制・手段の 問題、最終処分場の確保に向けた取組など、結論を見出す 作業に直ちに着手
  - 人材や技術の維持・強化
- ・人材や技術の維持・強化策(本年末まで)
- 国際社会との連携
- 〇 立地地域対策の強化
- 〇 原子力事業体制と原子力損害賠償制度

#### (3)原発に依存しない社会への道筋の検証

○ 原発に依存しない社会への道筋について、いかなる変化が生じても柔軟に対応できるよう、 検証を行い、不断に見直し

《検証のポイント》

- ・グリーンエネルギー拡大の状況
- 国際的なエネルギー情勢
- ・使用済核燃料の処理に関する自治体の理解と協力の状況
- 国民生活・経済活動に与える影響
- ・原子力や原子力行政に対する国民の信頼の度合い
- 国際社会との関係

## (参考1)9/14「革新的エネルギー・環境戦略」と9/19「政府の閣議決定」

(つづき)

#### 2. グリーンエネルギー革命の実現

#### 〇「グリーン政策大綱」(本年末目途)

- ・節 電:2030年までに1,100億kWh以上の削減
- ・省エネ: 2030年までに7,200万kl以上の削減
- 再生可能エネルギー:2030年までに3,000億kWh(3倍)以上開発

(数値はいずれも2010年比)

#### 3. エネルギー安定供給の確保のために

- 〇火力発電の高度利用
- ○コジェネなど熱の高度利用
- ・コジェネ: 2030年までに1,500億kWh(5倍)導入
- 〇次世代エネルギー関連技術
- 〇安定的かつ安価な化石燃料等の確保及び供給

(数値は2010年比)

### 4. 電力システム改革の断行

#### (「電力システム改革戦略(仮称)」(本年末目途))

- 5. 地球温暖化対策の着実な実施(2013年以降の「地球温暖化対策の計画」(本年末まで))
- 十分に透明性を確保したプロセスで丁寧に情報開示し、検証を行い、不断に見直し

### 政府の閣議決定

o 9月19日、政府は今後のエネルギー・環境政策について、以下方針を閣議決定

今後のエネルギー・環境政策については、<u>「革新的エネルギー・環境戦略」(平成</u>24年9月14日エネルギー・環境会議決定)を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する。

## 6(2) 「電力システム改革の基本方針」の概要

o 7月23日、「電力システム改革専門委員会」において、「電力システム改革の 基本方針」をとりまとめ

### <改革の必要性>

o 垂直一貫体制による良質で安定的な電力供給は国家競争力の基盤を創ってきた ものの、東日本大震災以降以下の課題が明らかに

原子力発電への信頼が低下 中長期の「エネルギーミックス(省エネ·再エネの加速化)」等を抜本的に見直し

原子力等の大規模電源の限界とリスクが露呈 地域割りの垂直一貫体制が国民利益に寄与するシステムか疑問

原子力依存度の低減等によりエネルギーコストは増大傾向

### < 改革の方向性 >

3 つの改革

- 1. 全ての国民に電力選択の自由を確保する
- 2. 全ての国民が電力を自由に創造する
- 3. 全ての電力を広域中立に国民に届ける



国民に開かれた 電力システム

競争と選択による 全国大での需給安定

今日までのシステムと技術の蓄積を活かす

## 6(2) 「電力システム改革の基本方針」の概要

### <改革の内容>

- 1 需要サイド(小売分野)の改革
  - o 小売全面自由化
  - o 自由化に伴う需要家保護策の整備
    - ・ 最終保障サービスの措置
    - ユニバーサルサービスの措置
- 2 供給サイド(発電分野)の改革
  - o 卸電力市場の活性化
- 3 送配電分野の改革(中立性・公平性の徹底)
  - o 「広域系統運用機関」の創設
  - o 機能分離型、法的分離型による中立性の確保 (今後、技術的論点等を精査しながら、詳細設計)

## (参考2) これまでの電気事業制度改革

### <わが国固有の事情を踏まえたこれまでの電気事業制度改革>

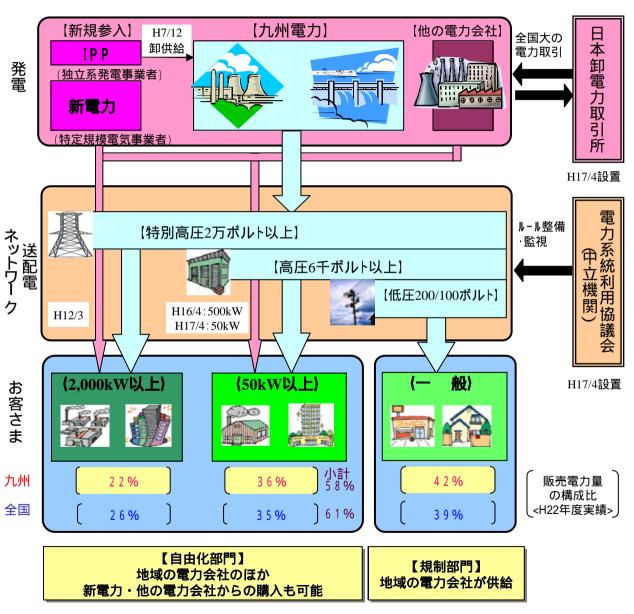
	制度改革の概要				
平成7年	・発電部門の自由化(発電部門に新規参入が可能)				
平成12年	・小売部門の部分自由化(自由化範囲:特別高圧のお客さま)				
平成17年	<ul> <li>・小売部門の部分自由化拡大(自由化範囲:高圧以上のお客さま)</li> <li>・卸電力取引市場の創設</li> <li>・送配電部門の情報遮断・会計分離・ネットワーク利用の公平性確保</li> <li>発送電一貫体制を維持しつつ、公平・透明な競争環境を確保した「日本型自由化モデル」を選択</li> </ul>				
平成20年	・卸電力取引市場の活性化				

### <わが国固有の実情>

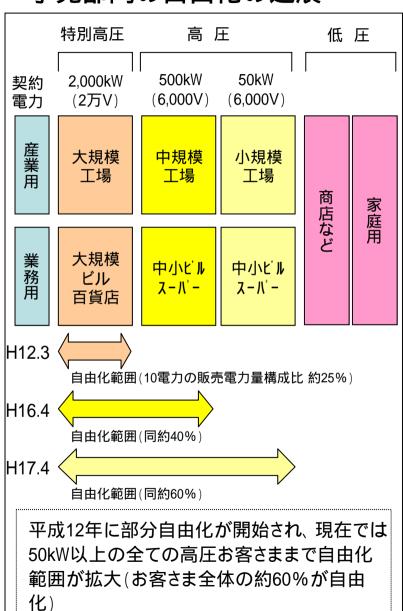
- エネルギー自給率が4%と極めて低い
- ・ 島国で他国と送電線の連系ができず、電気の輸入が不可能
- ・ 国土が狭く、用地事情が厳しいため、発送電設備の建設に長期を要する
- ・ 諸外国に比べ、需要の変動が大きい(例:冷房需要による夏期平日朝の電気使用量の急増)

## (参考2) これまでの電気事業制度改革

## <現在の電気事業制度>



### < 小売部門の自由化の進展 >



### <制度改革で期待されるメリット>

- o お客さまの選択肢拡大 o 料金低減・サービス向上
- o ネットワーク利用の透明性向上 o 再生可能エネルギー等の新規参入拡大 など

### <制度改革の課題>

o 国民の暮らしに欠かせない公共財として、電力供給の最終的な責任を誰が担うか

### 「小売部門の全面自由化」における課題

- 事業者破綻時等における電力供給者の確保
- 僻地・離島お客さまに対するユニバーサルサービス(価格等の供給条件の公平性)の確保 など

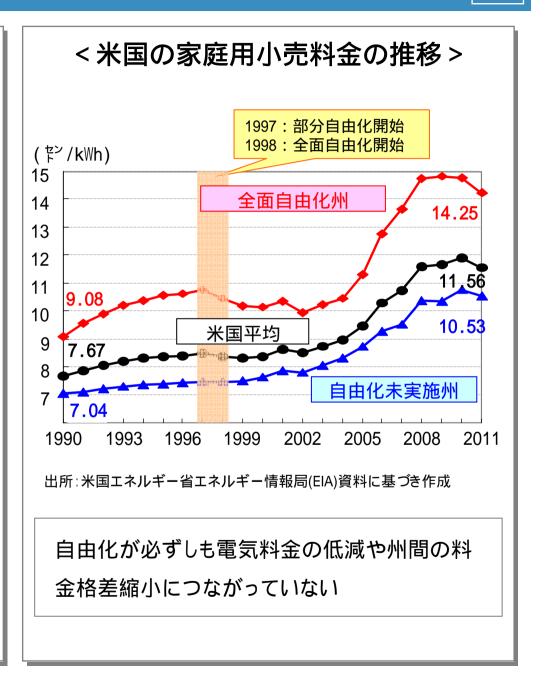
#### 「発送電分離」における課題

- 発電設備や送電設備などの一体的な整備・運用
- 事故災害時における早期復旧に向けた情報連携

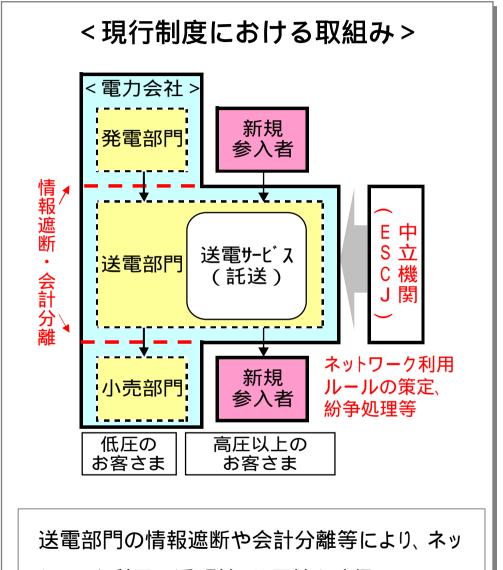
など

## 6(4) 小売部門の全面自由化

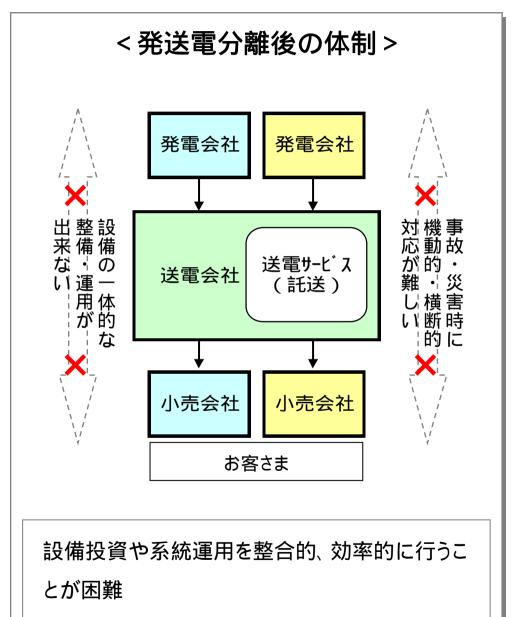
### <現行制度における取組み> 料金メニューの多様化(選択約款の導入) 高負荷率型電灯 季時別電灯(電化det小) 時間帯別電灯(よかナイト10) 深夜電力 経営効率化による料金低減 当社の家庭用小売料金 (電灯料金)の推移 (円/kWh) 25 23.06 23 約2割低下 21 19 H12:部分自由化開始 18.93 17 15 H11 H14 H17 H20 H22 (2008) (2010) (1999)(2002)(2005)



#### 6 (5) 発送電分離



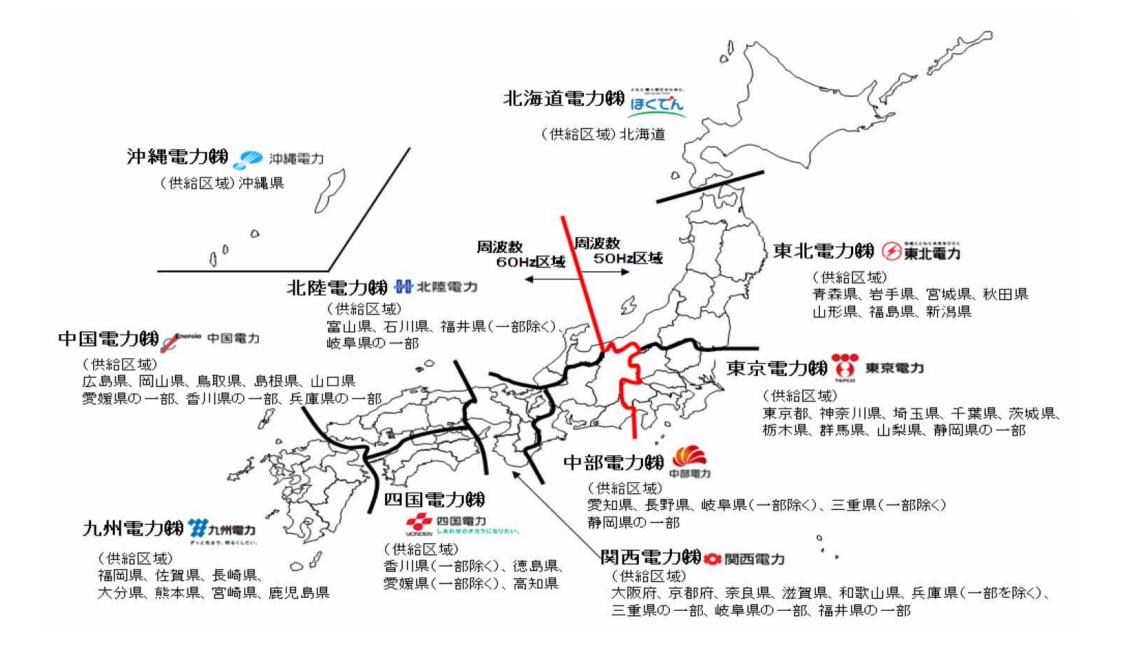
トワーク利用の透明性・公平性を確保

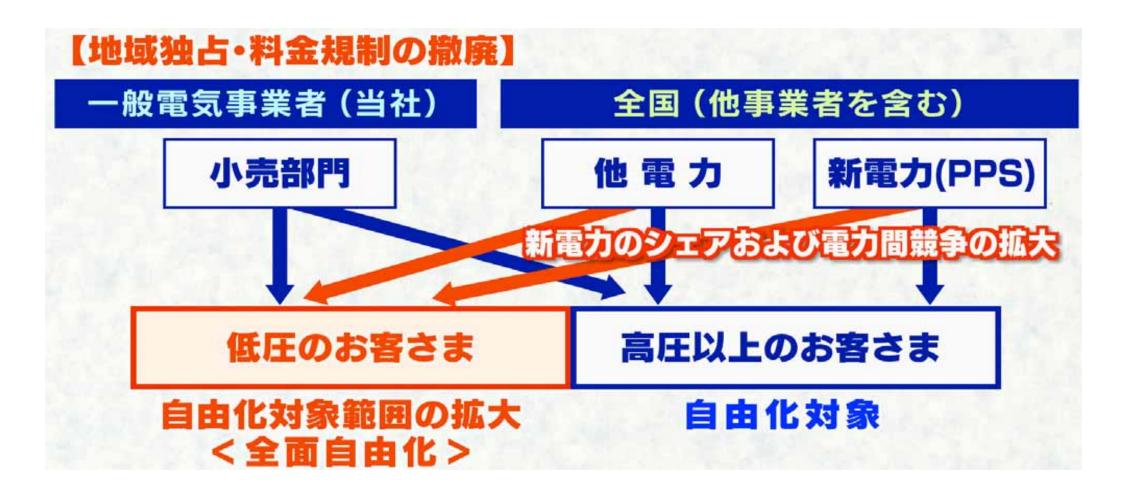


# (参考3) 発送電分離の形態

	会計分離 【日本の現行体制】	機能分離	法的分離	所有分離
イメージ図	送配電小売	発電 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	送配電 持株 会社 発電 小売	送配電 発電 小売
概要	・送配電部門とそれ以 ・送配電がして会計整 理 ・日本では、会計分離 に加え、情報遮配等 の行為規制や送配等 の行為規制や策定 の行為規制や が策電等 では、会計分離 に加え、情報 の行為規制や の行為規制や の行為規制や の行為規制や を定じ では、 の行為規制や の行為規制や の行為規制や のでは、 の行為規制や の行為規制を の行為規制を の行為 の行為 の行と の行と のでは の行為 の行為 の行為 の行為 の行 の行 の行 の行 の行 の行 の行 の行 の行 の行	・ISO などの中立 組織が系統運用を実施 ・ISOが送電線整備 計画の策定等を行う 場合もあり Independent System Operator (独立系統運用機関)	・送配電部門を別会社 化して分離(持株会社 方式による子会社化 でも可) ・さらに、発電部門と 小売部門を分離する 場合もあり	・送配電会社と発電・ 小売会社を資本関係 のない別会社に分離 ・さらに、発電会社と 小売会社を別会社化 する場合もあり
海 外 例	-	・米国の主要州 (北東部、カリフォルニア等)	・フランス・ドイツ	・イギリス・ドイツ

## 6(6) 需要サイド(小売分野)の改革(一般電気事業者の供給区域)

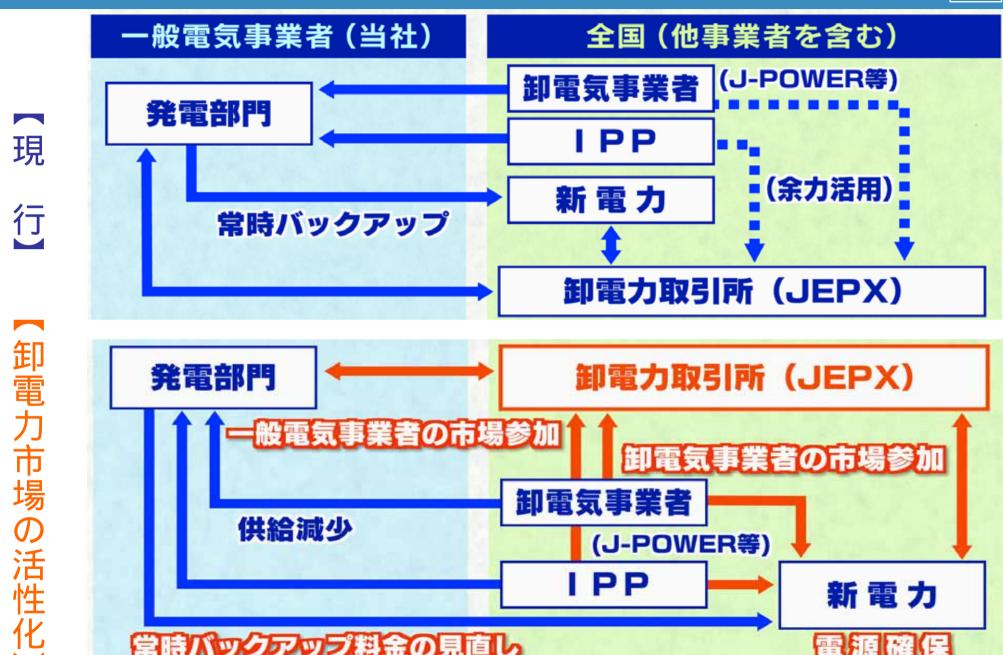




新電力

#### 供給サイド(発電分野)の改革(改革後のイメージ) 6 (7)

常時バックアップ料金の見直し



IPP



## 6(8) 送配電部門の改革(改革後のイメージ)

